

第1編 総務

企画

秘書・広報・広聴・シティプロモーション

財政

市税

財産管理

出納・物品

工事検査

人事・福利厚生

デジタル化

情報公開・個人情報保護

第1章 企画

企画政策課、資産経営課、行政総務課

第1節 総合計画・企画調整

少子高齢化の進行、人口減少社会への移行、ライフスタイルの多様化、防災・安全意識の高まり、グローバル社会の進展、環境・資源エネルギー問題の顕在化など大きな時代の変革の中で、行政に対する市民ニーズも多様化、高度化し、行政が担う役割はますます大きくなっている。また、地方分権の流れが一段と進む中で、住民に最も身近な自治体として、創意と工夫を活かしたまちづくりを進めることが必要である。一方、日本経済の動向をみると、世界的な物価上昇下において、円安方向への為替変動に加え、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化に端を発する原油価格・物価高騰等により、国の財政も地方財政も依然として厳しい状況である。

これら山積する行政課題に対し、効率的な取組を行うためには、確かな指針とそれを支える具体的計画により、市民と一体となって行政運営に努めていくことが必要であり、計画の円滑な推進を図るためには、総合的な企画・調整の役割がより重要となっている。

1 総合計画の推進

(1) 経過

ア 新市建設計画（昭和36年3月決定）

計画期間（昭和35年度～昭和44年度、10年）

イ 平塚市総合開発計画（昭和45年2月決定）

計画期間（昭和45年～昭和64年、20年）

ウ 第二次平塚市総合開発計画（昭和55年1月決定）

計画期間（昭和55年～昭和69年、15年）

エ 新平塚市総合計画（昭和63年2月決定）

計画期間（昭和63年～平成22年、23年）

オ 平塚市総合計画（平成19年6月決定）

計画期間（平成19年度～平成28年度、10年）

カ 平塚市総合計画 ～ひらつかNEXT～（平成28年2月策定）

計画期間（平成28年度～令和5年度、8年間）

キ 平塚市総合計画 ～ひらつかVISION～（令和6年2月策定）

本市の市政運営を総合的、計画的に進めていくための基本となる計画であり、市民が幸せに暮らせるまちを目指し、まちづくりの指針の実現に向けて推進していくものとして、また、それぞれの地域が抱える社会課題などを踏まえて、地域の個性や魅力を生かす地域ビジョンを掲げた「地方版総合戦略」と一体的に策定した。

基本計画 令和6年度～令和13年度 8年間

実施計画 令和7年度～令和9年度 3年間（3年間を見据えながら、毎年度見直し）

なお、次の分野に位置付けた分野別施策と、重点戦略を推進することで、自治基本条例で定めた「まちづくりの指針」を実現することとしている。

<分野別施策>

- ・本市の市政運営を総合的に進めるための基本的な方向性となるもの

分野1「子ども・子育て、教育」

分野2「健康、福祉」

分野3「共生、文化芸術、スポーツ」

分野4「安心・安全、都市基盤、交通」

分野5「産業、雇用、環境」

<重点戦略>

- ・人口減少社会への対応として効果が高い取組を取りまとめたもの

「子どもを育む環境づくり」

「活気あふれる産業づくり」

「高齢者の想いに寄り添う環境づくり」

「安心・安全で快適なまちづくり」

(2) 進行管理

総合計画の適正な推進を図るため、財務会計システムと連携した行政評価システムによる進行管理を行っている。

令和7年度は、令和6年度に事業計画のあった実施計画事業について、同システムを活用して進行管理を行った。

2 政策決定・調整機能

市行政の重要な運営方針、施策等を審議するために庁議を開催している。また、市行政の円滑な運営を図るため、部長会議を開催するとともに、庁内調整の必要な案件について、関係部課での調整を行っている。

3 広域行政の推進

(1) 3市3町広域行政推進協議会

平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町及び中井町が相互に連絡協調と融和を図るとともに、行政上の諸施策の共同化を推進し、もってこの地域の一体的な発展を図る目的で組織し、広域行政上の課題の解決に向けて、県に対する要望活動を行っている。

(2) 平塚市・茅ヶ崎市広域連携推進協議会

相模川と湘南海岸の恵まれた自然環境を共有する両市の広域連携を推進することにより、両市の活発な交流と市民サービスの向上を図る目的で組織されている。

事業としては、市民交流、職員交流、防災に係る連携、その他の事業を推進し、広域連携を図っている。

4 大学交流の推進

東海大学との交流事業は昭和61年4月、神奈川大学との交流事業は平成3年4月から開始し、大学からの審議会・研修会への人材派遣、地域行事への参加、実習生の受け入れ、施設利用の協力等を行っている。

市民・大学交流事業は、平塚市民・大学交流委員会により、文化・生涯学習、スポーツ、福祉、環境、観光・産業の各分野において令和7年度は12事業が実施された。

5 職員提案・業務改善報告制度の推進

この制度は、職員の意識改革及び組織の活性化を図り、行政運営の効率化及び市民サービスの一層の向上に寄与することを目的としており、職員提案は、自己の所属する課以外の課が所掌する事務又は事業に関する業務の改善提案を、業務改善報告は、自己の所属する課に関わる業務の改善報告を対象としている。

令和7年度は、職員提案及び業務改善報告の他、令和6年度に引き続き特別行事としてデジタル改善報告を実施した。デジタル改善報告は対象のデジタルツールを使用した自己の所属する課に関わる業務の改善報告を対象としている。さらに、職員提案の一つとして「特定課題に対する職員提案」を新たに実施した。これは、各課が抱える課題に対し、全庁の職員から解決策を募る制度である。

職員提案、業務改善報告及びデジタル改善報告の募集に際して、職員提案65件（内、特定課題に対する職員提案8件）、業務改善報告383件、デジタル改善報告67件が提出された。その中から、職員提案7件、業務改善報告10件、デジタル改善報告3件を表彰した。また、業務改善報告で、各課から推薦された報告の中から、庁内アンケート11位以下の報告者を対象に、無作為に10件抽選し、ピカ⑩イチ賞として褒賞対象とした。評価の高かった主な職員提案・業務改善報告として、次のものがあつた。

- | | | |
|-----------|----------|------------------------------|
| ○職員提案 | 1級 | 「フルカラー印刷はA3サイズで！目指せ委託料削減！」 |
| ○業務改善報告 | 改善1級 | 「公用車予約アプリ導入で車両台数削減」 |
| ○デジタル改善報告 | デジタル改善1級 | 「要介護認定進捗状況確認を電話対応からオンライン対応へ」 |

第2節 行財政改革の推進

1 行財政改革の取組

本市の行財政改革は、昭和60年12月に行政改革大綱を策定して以降、市民ニーズや社会経済情勢等を踏まえた基本項目を定め、第1次から第7次にわたり取組を進めてきた。

現行の第8次行財政改革（令和6年度から令和13年度までの2期8年間）では、引き続き行政サービスの向上や効率的な実施に取り組んでいくとともに、今後の更なる人口減少や高齢化の進行等により様々な課題が顕在化する状況にあっても、必要な行政サービスを安定して提供することができる持続可能な行財政運営を確立していくために、「行政サービスの向上」「行政サービスの最適化」「健全財政の維持」「人・組織の活性化・最適化」の4点を改革テーマに掲げ、取組を推進している。

第8次第1期（令和6年度から令和9年度まで）の2年目である令和7年度は、「平塚市行財政改革計画（2024-2027）」に基づき、窓口サービスのDX推進事業や債権の適正な管理事業、公共施設等の最適化事業など22事業に取り組んだ。

これら行財政改革に係る取組については、市長を本部長とする「平塚市行財政改革推進本部」において進捗を管理し、その成果を広報ひらつかや市ホームページ等で公表している。

2 資産活用

ネーミングライツ導入推進事業においては、自主財源の確保とともに、市民サービスの向上及び地域の活性化を図るため、ネーミングライツパートナーの募集を行っている。令和7年度は、平成26年4月から「湘南ベルマーレひらつかビーチパーク by shonanzoen」の愛称で導入した湘南ひらつかビーチパークのネーミングライツについて再公募を行ったところ、現契約者から応募があり再度契約を締結した。愛称は同様のものを継続し、契約期間は令和8年4月から令和11年3月までとなった。

令和7年度末におけるネーミングライツ契約施設は16施設となっている。

指定管理者制度の推進では、令和8年4月に指定管理者を更新する平塚栗原ホーム、平塚市南部福祉会館・西部福祉会館、馬入ふれあい公園及び平塚市南図書館の事業者選定を行った。令和7年度末の制度導入施設は37施設となっている。また、指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に基づき、全施設を対象とする第一次評価（自己評価）、第二次評価（主管課評価）のほか、現指定期間3年目となる平塚市聖苑、平塚文化芸術ホール・見附台公園及び湘南ひらつかビーチセンターを対象とする第三次評価（外部委員を含む第三者評価）を行った。

未利用地等の有効活用については、自主財源の確保及び維持管理費の削減を図るため、行政目的での利活用の見込みがない未利用地等の売却や貸付を進めた。

第3節 自治基本条例の普及・啓発

地方分権一括法が施行され、地方分権時代が到来し、地方自治体は、国と対等・協力の関係に位置付けられ、住民の意思に基づいた自己決定や自己責任が求められている。また、住民自治の充実が叫ばれる中、住民との新たな協働の仕組みの構築を求められている。このような背景を踏まえ、住民と行政、あるいは議会が適正な役割分担のもと、地域を運営していくための基本的なルールを条例として定めたものが「自治基本条例」である。

平塚市自治基本条例は、平成18年9月平塚市議会定例会で可決され、平成18年10月1日に公布・施行した。

制定された自治基本条例を市民に広く周知するため、「平塚市自治基本条例の手引き」や「ビジュアル版(絵葉書)」を随時配布するとともに、市職員研修などによる普及・啓発を図っている。

第4節 行政管理

1 時代の進展に対応する事務の展開

本市は、それぞれの時代背景の下、自主的・計画的に行政運営の効率化・簡素化に取り組んできた。

しかしながら、急激な少子高齢化の進展や情報化社会への移行等、時代の大きな変化に伴って、行政需要の多様化・高度化は更に進むと想定されている。

加えて地方分権改革が進み、自らの地域のことは自らの責任において決定していくという地域主権の実現に向けて、地域の将来を見据えた自治のしくみづくりに取り組むことが求められるようになり、限られた財源を有効に活用し、ムリ・ムダをなくして効率的な行政運営を図ることによって健全な財政を保ち、将来にわたって持続可能な体制を整える必要がある。

自治基本条例や総合計画の理念に則り、市民の参加・参画による「協働」の自治を推進するために、改めて、市民の暮らしの視点に立って、職務と事務事業の目標を明確にして各部署の連携・調整を密にし、質の高い市民サービスを提供していくことが期待されている。

2 文書管理

ファイリング・システムにより、文書を迅速、正確に保管、保存して、いつでも取り出して利用できるように努めている。また、文書事務の効率化及び電子化を進めるため、平成 17 年度から文書管理システム（文書を電子的に処理するシステム）を導入し、令和 4 年度にシステム更新した。令和 7 年度は、文書の電子決裁が約 77.1%を占めた。

庁内の印刷業務は、業務の合理化・効率化のため平成 11 年 10 月から民間委託している。平成 12 年 10 月には、従来のオフセット印刷に替えて高速印刷機及び軽印刷機を本格的に導入し、さらに平成 22 年度から高速印刷機 2 機体制で作業の効率化を図っている。

3 条例・規則等の制定

条例、規則その他規程の公布等は、平塚市公告式条例に基づいて市庁舎本館前の掲示場に掲示して行っているが、令和 7 年度に制定された条例、規則等の件数は、次のとおりである。

区分	条例	市長規則	市長規程	議会規則等	選挙委規程	監査委規程	農業委規則等	教育委規則等	公平委規則等	固評委規程	消防本部規程	病院規程	計
新設	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
改正	33	53	9	3	0	0	0	12	1	0	2	7	120
廃止	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1

また、庁内及び市民の利便を図るため、平成 13 年 8 月に、これらの条例、規則等を庁内イントラネットで検索・確認できるよう整備し、平成 14 年 6 月からインターネットで公開している。

第5節 統計

1 国及び県の主な統計調査

(1) 国の委託統計調査

- ア 学校基本調査（文部科学省）
- イ 就業構造基本調査（総務省）
- ウ 経済センサス（総務省・経済産業省）
- エ 国勢調査（総務省）
- オ 農林業センサス（農林水産省）
- カ 全国家計構造調査（総務省）
- キ 住宅・土地統計調査（総務省）

(2) 県の委託統計調査

- ア 神奈川県年齢別人口統計調査
- イ 神奈川県人口統計調査

2 刊行物

(1) 人口速報	毎月	毎月の人口の増減及び人口移動について、状況を明らかにし発表する。
(2) 平塚市統計書 (第51回)	年1回	平塚市の人口、経済、社会及び文化など各分野に渡る基本的資料を収録し、市政の現状及びその推移発展のあとを明らかにしたものである。

第2章 秘書・広報・広聴・シティプロモーション

秘書課、広報課、市民情報・相談課

第1節 秘書

1 名誉市民

本市の産業、経済、文化、その他地方自治の振興に顕著な貢献をされ、広く市民の敬仰の的となっている方に対し、その功績と栄誉をたたえることにより、市民の敬慕の情をあらわすことを目的とし、昭和40年に制定された平塚市名誉市民条例に基づき、名誉市民の称号を贈っている。これまでに名誉市民の称号を受けられた方

- (1) 河野一郎氏（昭和40年7月27日追贈）
- (2) 比企能達氏（昭和43年12月25日追贈）
- (3) 河野謙三氏（昭和58年9月30日贈）

2 市功労者

昭和27年に制定された平塚市功労者表彰条例に基づき、行政関係者のほか、産業経済、福祉、保健衛生等本市の公共の福祉の増進に尽力された方、また、教育、芸術、科学等本市文化の向上に寄与された方を、市議会の議決を経て、市功労者として表彰している。これまでに功労者表彰を受けられた方は、令和8年3月31日現在、191人となっている。

第2節 広報

広報は、市民と行政を結ぶコミュニケーションの大きな手段であり、広報紙、インターネット、ケーブルテレビ(CATV)、コミュニティーFM放送など、さまざまなメディアの特長を生かしながら、本市の政策や市民生活に密着した情報を、市民が理解しやすいように発信している。また、日刊紙、テレビ局、ローカル紙などのメディアにも積極的に情報を提供している。

1 出版印刷広報

(1) 広報ひらつか

市政情報やまちの話題などを記事にまとめて発行している。

平成22年4月発行号から、情報をより分かりやすく市民に伝えるため、紙面構成を見直した。超高齢社会に対応するため文字を大きくし、写真などを多用することで、分かりやすい構成とした。併せて、色使いについては、視覚障がい者らに配慮した。また発行日についても、毎月1日・15日から第1金曜日・第3金曜日に変更し、ポスティングによる全戸配布を開始した。さらに、平成23年10月から、第3金曜日号も8ページ化した。

○形式 タブロイド判 第1・第3金曜日号8ページ（全面カラー）

○発行 毎月第1・第3金曜日（令和8年3月第3金曜日号は115,649部製作）

○配布 ポスティングで、発行日を含め3日間で全戸配布。

○経歴 昭和24年10月創刊、平成5年5月から月2回発行、令和8年3月末現在1291号。

○ウェブサイトの活用 平成11年7月15日号から、平塚市ウェブサイトなどで掲載内容を発信。平成25年12月、広報ひらつか1000号発行に合わせて「広報ひらつかデジタルアーカイブ」を公開。これまでの広報紙をデジタル化し、インターネットで閲覧できるようにした。

(2) 点字広報紙

「広報ひらつか第1・第3金曜日号」のほぼ全文を掲載し、希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

○発行 毎月2回（令和8年3月第3金曜日号は29部製作）

○経歴 昭和45年4月創刊、令和8年3月末現在1064号

(3) 声の広報紙

「広報ひらつか第1・第3金曜日号」の内容を録音したデジター・CDを、社会福祉協議会などの協力を得て製作。希望する市内の視覚障がい者に郵送している。

○発行 毎月2回（令和8年3月第3金曜日号は28部製作）

(4) 電子書籍版広報紙

平成23年3月からスマートフォンなどで読めるEPUB形式の電子書籍版広報ひらつかの配信をしていたが、平成28年4月からはEPUB形式の配信を止め、代わりにスマートフォンやタブレットPC端末で広報紙が読めるアプリケーションソフトによる配信を開始した。最新号の発行に併せて自動的に端末に通知する機能や、記事をSNSでシェアできる機能などがある。令和元年8月からは、新たに多言語に対応したアプリケーションソフトによる配信を開始した。9言語での翻訳が可能のほか、文字の拡大や音声読み上げの機能などもある。

(5) 市民生活ガイドブック

転入者が本市で暮らし始めるときに戸惑うことがないように、転入手続きの際に市民課窓口で配布している。市の事業・制度、公共施設の利用案内などを掲載するとともに、歴史・文化・自然など市のあらましを紹介している。希望者には市庁舎本館1階総合案内、公民館などの公共施設や商業施設などで配布している。

○形式 A4判100ページ（フルカラー）

○発行 毎年1回（令和7年度分は3月に17,000部製作）

2 インターネット

平成8年12月に「平塚市ウェブサイト」を開設し、本市情報の発信を開始した。平成14年には全課から情報を発信している。平成19年2月にコンテンツ・マネジメント・システム（ウェブサイトを管理するソフトウェア）を導入し、平塚市ウェブサイト全体をリニューアルした。これに伴い、各課での内容更新が可能となり、迅速で柔軟な対応ができるようになった。さらに、平成23年12月に再度リニューアルし、ウェブサイトに関する国内外の規格を満たせるようにした。デザインを一新し、情報分類を見直すとともに、シンプルで分かりやすいページ構成とした。また、平成15年5月から市議会会議録をインターネットで公開。平成18年9月からトップページにバナー

広告（有料広告）の掲載を開始した。平成 19 年 3 月から「よくある質問とその回答集（FAQ）」を掲載して、内容の改善及び充実を図っている。ほかにも、平成 24 年 4 月には 5 カ国語に対応した自動翻訳サービスを導入、平成 26 年 6 月には、トップページと第 2 階層、子育てページでスマートフォン専用画面を公開した。平成 29 年 3 月には 3 度目となる平塚市ウェブサイトの全面リニューアルを行った。リニューアルにあたり、ページの分類方法を見直し、知りたい情報を探しやすいウェブサイトへと刷新するとともにスマートフォンなどの機器に合わせて操作性を高めるウェブデザインを導入した。

○平塚市ウェブサイトアクセス件数 13,269,103 件

3 視聴覚広報

(1) 映像広報

市政の動きや市からのお知らせなどの番組を制作し、放送している。

ア ケーブルテレビ湘南チャンネル

○企画番組「ひらつかシングス」（6 本）

イ ビデオ・DVD の活用

本市が制作した番組のビデオや DVD を、図書館などで貸し出している。

ウ ウェブサイトの活用

平成 14 年 12 月から、平塚市ウェブサイトに「平塚市関連テレビ番組の紹介」（現：メディア情報）コーナーを開設し、番組の放送時間などの情報を発信している。また、平成 21 年 12 月からは「YouTube」でも映像番組を配信している。

(2) コミュニティー FM 放送

市からのお知らせ、行事、イベント情報などを FM 湘南ナパサで放送している。

○平塚市広報だより（内容は週替り）

○平塚市スポットアナウンス（緊急情報などを随時提供）

4 その他

(1) 報道発表

平塚記者クラブに加盟する新聞記者、放送記者及び地元報道機関に対して、定例記者会見を開催している。また、プレスサービスとして積極的に市政の報道発表を実施している。

平成 13 年 3 月から、平塚市ウェブサイトに「平塚市記者発表」を開設し、定例記者会見の内容を発信、さらに同年 5 月から記者発表資料も提供している。また、同年 11 月からは、報道機関に対して電子メールで記者発表資料を発信している。令和 7 年度の発信件数は 285 件。

(2) 広報板

市内各地に 67 基の広報板を設置し、毎月 2 回、各種の行政ポスターを掲出している。

(3) 広報車

市主催による各種大会や、パレードの先導などに活用している。

第3節 広聴

市民の声は「明るく住みよいまちづくり」、「市民本位の市政」を推進するための源であり、市民と行政との良好な相互関係を構築するための貴重な情報である。これら市政に対する市民の意見、提案などを積極的にとらえ、可能な限りこれを市政に反映するために、「市長への手紙」をはじめいろいろな広聴活動を行っている。

1 市長への手紙

(1) 専用封書

市民の声を積極的に聴取するため、昭和 55 年 5 月から実施している。

(2) 一般封書等

郵送によるもの、ファクスによるもの等がある。ファクスについては、平成 7 年 9 月から送信料市払いにより 24 時間受信可能なフリーダイヤル「なでしこファクス」を開設している。

(3) 広聴メモ

市職員一人一人が受けた行政に対する市民の声をその場でメモし、市政に反映させることを目的として昭和 42 年 9 月から実施している。

(4) 投稿フォーム

本市ウェブの中に、平成 10 年 5 月から「投稿フォーム」を開設している。

(5) 団体要望

各種団体や政党等から寄せられるもの。

2 市民と市長の対話集会

市民と協働して魅力あるまちづくりを進めるため、市民と直接対話を行うことで、市民の視点からの発想を生かした行政運営を推進していくとともに、市政への理解を深めてもらうことを目的として市民と市長の対話集会「市長と語ろう！あったかミーティング」を実施した。

「転入者から見た平塚市の魅力あるまちづくりについて」、「市内に本社を置く企業から見た平塚市の魅力あるまちづくりについて」をテーマに 2 回開催。参加者 21 人

このほか、公益社団法人平塚青年会議所が主催した「ひらつかタウンミーティング」では、「七夕」をテーマに高校生等 7 人と意見交換を行った。

3 広聴手段別の要望内訳

令和7年度は、市長への手紙（専用封書、投稿フォーム、ファクス、一般封書、広聴メモ等）及び団体要望の方法によって278通、1,470要望が市に寄せられた。

広聴手段別	通 数	件 数
市 長 へ の 手 紙	220	455
専 用 封 書	65	123
一 般 封 書	20	59
電 話	0	0
来 庁	0	0
広 聴 メ モ	22	46
フ ァ ク ス	3	3
投 稿 フ ォ ー ム	110	224
他 機 関 情 報 提 供	0	0
団 体 要 望	58	1,015
合 計	278	1,470

第4節 シティプロモーション

令和6年3月に第2次平塚市シティプロモーション指針及び新スローガン「あったかひらつか」を策定し、同年10月にロゴマークを決定した。このスローガンには、「人や気候が『あったか』」と「それもあったのかという気づきの『あったか』」の2つの意味が込められている。市民の平塚への愛着の醸成と対外的なイメージの向上を図っていくため、このスローガンを軸に、全庁を挙げてシティプロモーションの推進に取り組んでいる。



1 ご当地婚姻届

令和3年1月に平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏デザインのご当地婚姻届を導入した。ばらの花をモチーフにした華やかなデザインであり、全国どこの自治体の窓口でも提出できる公式な婚姻届である。

令和7年11月に、ふたりの大切な思い出として手元に保管できるよう、オノルイーゼ氏が新たにデザインした「ふたりの記念用ご当地婚姻届」を作製した。ご当地婚姻届を提出した方に、

市内のおすすめスポット・イベントの紹介チラシと併せて、配付した。

2 SNSを活用した魅力発信

Facebook、X (旧Twitter)、Instagramを活用し、市内のイベント情報や魅力的な風景などをタイムリーに発信している。令和7年度は、東海大学観光学部が公式アカウントに投稿する「テイクオーバー(乗っ取り)」イベントを実施した。

令和6年3月からは、新スローガン「あったかひらつか」のもと、ハッシュタグ「#あったかひらつか」を使い、新スローガンのイメージに合わせた写真の投稿を始めた。

令和6年10月から令和7年7月まで、Instagramでハッシュタグ「#あったかひらつかフォトキャンペーン」を行った。1,000投稿を超える応募があり、その中から40点を、あたたかみ・つながり・多様性・可能性のイメージに分け、ららぽーと湘南平塚、OSC 湘南シティ、平塚市役所、ひらつかシーテラスで展示した。

3 動画による魅力発信

令和7年3月に制作したPR動画「あったかひらつか」などをウェブ上で公開するとともに、ららぽーと湘南平塚やジアウトレット湘南平塚、新橋ファロシティビジョン、神奈中バス、都営地下鉄のデジタルサイネージ等で放映した。

また、令和8年3月に新たなPR動画「あったかひらつか〜フォトジェニック編〜」を制作した。この動画は、「あったかひらつかフォトキャンペーン」で応募があった写真の中から20点を使用して作成し、スローガン「あったかひらつか」が意味する人の温かさや、平塚市内での発見を、平塚が好きな方々の魅力ある写真で表現した。

4 平塚地下道ミュージアム

平塚まちなか美術館実行委員会に委託し、平塚駅前広場地下道内の階段と南北通路の壁面に、アート作品を展示する「平塚地下道ミュージアム」を平成29年11月に開設した。さらに、平塚駅前広場地下道内の西側通路の壁面を中心に、アート作品を展示する「続・平塚地下道ミュージアム」を平成30年11月に開設した。

5 湘南平に恋人たちのモニュメント「ainowa」の設置

平成30年3月に、高麗山公園レストハウス(湘南平)に、恋人たちなどが南京錠をかけたり記念撮影をしたりできるモニュメント「ainowa」を設置した。

6 定住促進魅力発信

(1) 定住促進ウェブサイト制作

「湘南で子育てするなら平塚市」をキャッチフレーズに定住面での平塚の魅力を幅広く発信し、市外からの転入者を増やすため、ウェブサイトで情報発信している。

(2) ウェブ広告の実施

Yahoo!、Google、Instagramでウェブ広告を実施した。

(3) 交通広告の実施

1月にJR上野東京ライン・湘南新宿ラインに窓上ポスター広告を掲出した。

7 ご当地ナンバープレート（原動機付自転車）

令和2年、平塚市オリジナルのご当地ナンバープレートを制作した。デザインは平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏による「海岸の夕陽」を採用した。市民税課で交付を行っている。



8 フォトスポット制作

令和2年10月に、湘南ひらつかビーチパーク内「湘南ひらつかビーチセンター」の壁面に平塚市出身のアーティスト、オノルイーゼ氏のフォトスポットを制作した。

第3章 財政

財政課

第1節 財政

令和8年度当初予算の歳入歳出予算は、一般会計が1,065億8,000万円（対前年度比0.6%増）、特別会計5会計では990億3,520万円（対前年度比2.6%増）、病院事業会計は212億200万円（対前年度比0.0%減）、下水道事業会計は150億5,500万円（対前年度比8.9%増）となっており、全会計を合わせた予算額は2,418億7,220万円となり、前年度に比べ1.8%増となった。

令和7年度全会計における決算額（以下における額は、全て見込額）は、歳入歳出予算額2,627億1,484万9千円に対し、歳入決算額2,491億2,558万3千円（対前年度比4.8%増）、歳出決算額は、2,486億2,287万6千円（対前年度比4.9%増）であった。

このうち一般会計は、歳入歳出予算額1,189億6,292万3千円に対する歳入決算額は1,129億9,059万5千円、歳出決算額は1,089億5,937万3千円であった。歳入決算額から歳出決算額と翌年度へ繰り越す事業に充てる財源5億5,107万4千円を差し引いた実質収支は34億8,014万8千円の黒字決算となり、単年度収支は3億9,243万8千円の黒字となった。また、単年度収支に積立金を加え、積立金の取崩しを差し引いた実質単年度収支においては6億9,854万8千円の黒字となった。

全会計における市債残高は929億4,609万7千円であり、前年度末現在高と比べると22億8,886万2千円（2.4%）の減となった。令和7年度の主な市債は、小中学校整備事業の16億5,130万円、公園整備事業の12億8,230万円、道路整備事業の5億5,040万円などである。

1 予算

(1) 会計別予算額

（単位：千円）

区 分		令和7年度 当初予算額	令和7年度 最終予算額	令和8年度 当初予算額
一 般 会 計		105,980,000	118,962,923	106,580,000
特 別 会 計	競輪事業特別会計	41,454,000	52,560,005	43,458,000
	国民健康保険事業特別会計	24,753,000	24,807,406	24,868,000
	水産物地方卸売市場事業特別会計	27,600	27,933	27,200
	介護保険事業特別会計	24,957,000	25,803,201	24,724,000
	後期高齢者医療事業特別会計	5,289,000	5,633,155	5,958,000
	計	96,480,600	108,831,700	99,035,200
公 営 企 業 会 計	病院事業会計	21,206,000	21,340,068	21,202,000
	下水道事業会計	13,827,000	13,580,158	15,055,000
	計	35,033,000	34,920,226	36,257,000
合 計		237,493,600	262,714,849	241,872,200

注：最終予算額は、前年度からの繰越分を含む

(2) 一般会計款別予算額
歳 入

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和8年度		比較 (8-7年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
市税	47,426,806	44.8	50,220,621	47.1	2,793,815	5.9
地方譲与税	533,416	0.5	520,520	0.5	△ 12,896	△ 2.4
利子割交付金	10,000	0.0	76,000	0.1	66,000	660.0
配当割交付金	315,000	0.3	452,000	0.4	137,000	43.5
株式等譲渡所得割交付金	338,000	0.3	597,000	0.6	259,000	76.6
法人事業税交付金	731,000	0.7	785,000	0.7	54,000	7.4
地方消費税交付金	6,353,000	6.0	7,648,000	7.2	1,295,000	20.4
ゴルフ場利用税交付金	40,000	0.0	43,000	0.0	3,000	7.5
環境性能割交付金	153,000	0.2	1	0.0	△ 152,999	△ 100.0
地方特例交付金	260,000	0.3	479,000	0.5	219,000	84.2
地方交付税	1,461,000	1.4	280,000	0.3	△ 1,181,000	△ 80.8
交通安全対策特別交付金	30,000	0.0	30,000	0.0	0	0.0
分担金及び負担金	548,459	0.5	533,178	0.5	△ 15,281	△ 2.8
使用料及び手数料	1,701,129	1.6	1,661,231	1.6	△ 39,898	△ 2.3
国庫支出金	22,560,866	21.3	20,497,144	19.2	△ 2,063,722	△ 9.1
県支出金	7,654,226	7.2	8,251,889	7.7	597,663	7.8
財産収入	329,062	0.3	346,244	0.3	17,182	5.2
寄附金	132,243	0.1	311,264	0.3	179,021	135.4
繰入金	3,166,058	3.0	3,079,228	2.9	△ 86,830	△ 2.7
繰越金	1,300,000	1.2	1,300,000	1.2	0	0.0
諸収入	5,184,035	4.9	4,585,680	4.3	△ 598,355	△ 11.5
市債	5,752,700	5.4	4,883,000	4.6	△ 869,700	△ 15.1
計	105,980,000	100.0	106,580,000	100.0	600,000	0.6

歳 出

(単位：千円、%)

区 分	令和7年度		令和8年度		比較 (8-7年度)	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
議会費	466,050	0.4	476,480	0.4	10,430	2.2
総務費	8,889,784	8.4	9,171,961	8.6	282,177	3.2
民生費	50,784,849	47.9	51,558,042	48.4	773,193	1.5
衛生費	9,863,604	9.3	10,546,274	9.9	682,670	6.9
労働費	338,761	0.3	322,727	0.3	△ 16,034	△ 4.7
農林水産業費	1,067,927	1.0	1,013,925	0.9	△ 54,002	△ 5.1
商工費	2,439,519	2.3	2,655,749	2.5	216,230	8.9
土木費	11,329,232	10.7	9,568,693	9.0	△ 1,760,539	△ 15.5
消防費	3,583,985	3.4	3,369,296	3.2	△ 214,689	△ 6.0
教育費	10,571,148	10.0	11,000,979	10.3	429,831	4.1
公債費	6,545,141	6.2	6,795,874	6.4	250,733	3.8
予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
計	105,980,000	100.0	106,580,000	100.0	600,000	0.6

(3) 一般会計経費別予算額

(単位：千円、%)

区 分		令和7年度		令和8年度		比較(8-7年度)	
		当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	増 減 額	増減率
義務的経費	人件費	18,505,911	17.5	19,472,274	18.3	966,363	5.2
	扶助費	31,852,016	30.0	32,635,941	30.6	783,925	2.5
	公債費	6,545,136	6.2	6,795,869	6.4	250,733	3.8
	計	56,903,063	53.7	58,904,084	55.3	2,001,021	3.5
投資的経費	普通建設事業費	9,311,279	8.8	6,323,255	5.9	△ 2,988,024	△ 32.1
	計	9,311,279	8.8	6,323,255	5.9	△ 2,988,024	△ 32.1
その他	物件費	17,411,289	16.4	17,368,269	16.3	△ 43,020	△ 0.2
	補助費等	11,467,459	10.8	13,100,785	12.3	1,633,326	14.2
	維持補修費	1,788,648	1.7	1,765,624	1.7	△ 23,024	△ 1.3
	繰出金	6,884,086	6.5	6,765,333	6.3	△ 118,753	△ 1.7
	積立金	309,256	0.3	448,960	0.4	139,704	45.2
	貸付金	1,804,920	1.7	1,803,690	1.7	△ 1,230	△ 0.1
	予備費	100,000	0.1	100,000	0.1	0	0.0
	計	39,765,658	37.5	41,352,661	38.8	1,587,003	4.0
合 計		105,980,000	100.0	106,580,000	100.0	600,000	0.6

2 決算

(1) 会計別決算額

(単位：千円)

区 分		歳入決算額		歳出決算額	
		令和6年度	令和7年度 (見込)	令和6年度	令和7年度 (見込)
一 般 会 計		112,328,451	112,990,595	108,356,251	108,959,373
特別会計	競輪事業特別会計	43,225,810	52,558,509	42,837,206	52,088,233
	国民健康保険事業特別会計	24,751,041	24,475,081	24,648,784	24,171,150
	水産物地方卸売市場事業特別会計	19,865	25,611	19,615	25,361
	介護保険事業特別会計	24,545,398	25,203,649	23,853,580	24,562,357
	後期高齢者医療事業特別会計	5,032,908	5,740,740	4,565,310	5,513,234
	計	97,575,022	108,003,590	95,924,495	106,360,335
公営企業会計	病院事業会計	17,624,226	18,477,741	20,071,901	21,074,240
	下水道事業会計	10,258,809	9,653,657	12,657,395	12,228,928
	計	27,883,035	28,131,398	32,729,296	33,303,168
合 計		237,786,508	249,125,583	237,010,042	248,622,876

(2) 一般会計款別決算額

歳 入

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度		比較(7-6年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
市税	46,669,345	41.5	50,253,667	44.5	3,584,322	7.7
地方譲与税	526,026	0.5	532,823	0.5	6,797	1.3
利子割交付金	18,252	0.0	67,518	0.1	49,266	269.9
配当割交付金	417,074	0.4	432,917	0.4	15,843	3.8
株式等譲渡所得割交付金	597,591	0.5	686,673	0.6	89,082	14.9
法人事業税交付金	758,092	0.7	795,090	0.7	36,998	4.9
地方消費税交付金	6,452,736	5.8	6,968,388	6.2	515,652	8.0
ゴルフ場利用税交付金	42,164	0.0	42,258	0.0	94	0.2
環境性能割交付金	145,400	0.1	158,212	0.2	12,812	8.8
地方特例交付金	1,453,058	1.3	261,225	0.2	△ 1,191,833	△ 82.0
地方交付税	2,198,086	2.0	1,397,646	1.2	△ 800,440	△ 36.4
交通安全対策特別交付金	32,114	0.0	30,351	0.0	△ 1,763	△ 5.5
分担金及び負担金	530,100	0.5	555,673	0.5	25,573	4.8
使用料及び手数料	1,597,689	1.4	1,611,708	1.4	14,019	0.9
国庫支出金	23,137,571	20.6	23,383,384	20.7	245,813	1.1
県支出金	7,010,462	6.2	7,786,387	6.9	775,925	11.1
財産収入	277,472	0.3	621,388	0.5	343,916	123.9
寄附金	221,723	0.2	151,229	0.1	△ 70,494	△ 31.8
繰入金	3,606,688	3.2	1,546,766	1.4	△ 2,059,922	△ 57.1
繰越金	3,480,973	3.1	3,972,200	3.5	491,227	14.1
諸収入	5,074,424	4.5	5,384,492	4.8	310,068	6.1
市債	8,081,411	7.2	6,350,600	5.6	△ 1,730,811	△ 21.4
計	112,328,451	100.0	112,990,595	100.0	662,144	0.6

歳 出

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度		令和7年度		比較(7-6年度)	
	決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増 減 額	増減率
議会費	444,872	0.4	455,191	0.4	10,319	2.3
総務費	10,732,715	9.9	9,603,839	8.8	△ 1,128,876	△ 10.5
民生費	49,104,543	45.3	51,579,457	47.3	2,474,914	5.0
衛生費	8,765,956	8.1	9,353,197	8.6	587,241	6.7
労働費	333,234	0.3	336,839	0.3	3,605	1.1
農林水産業費	953,092	0.9	1,062,616	1.0	109,524	11.5
商工費	2,410,103	2.2	2,658,909	2.4	248,806	10.3
土木費	8,951,808	8.3	11,201,800	10.3	2,249,992	25.1
消防費	3,176,434	2.9	3,869,986	3.6	693,552	21.8
教育費	16,322,961	15.1	12,329,981	11.3	△ 3,992,980	△ 24.5
公債費	7,160,533	6.6	6,507,558	6.0	△ 652,975	△ 9.1
計	108,356,251	100.0	108,959,373	100.0	603,122	0.6

(3) 一般会計経費別決算額

(単位：千円、%)

区 分		令和6年度		令和7年度		比較(7-6年度)	
		決算額	構成比	決算額 (見込)	構成比	増減額	増減率
義務的経費	人件費	17,076,723	15.7	18,217,086	16.7	1,140,363	6.7
	扶助費	32,695,928	30.2	33,263,788	30.5	567,860	1.7
	公債費	7,160,531	6.6	6,507,558	6.0	△ 652,973	△ 9.1
	計	56,933,182	52.5	57,988,432	53.2	1,055,250	1.9
投資的経費	普通建設事業費	12,149,320	11.2	12,039,662	11.1	△ 109,658	△ 0.9
	災害復旧事業費	210,586	0.2	—	—	△ 210,586	皆減
	計	12,359,906	11.4	12,039,662	11.1	△ 320,244	△ 2.6
その他	物件費	15,000,310	13.8	15,914,472	14.6	914,162	6.1
	補助費等	8,726,345	8.1	8,371,634	7.7	△ 354,711	△ 4.1
	維持補修費	1,145,067	1.1	1,256,629	1.1	111,562	9.7
	繰出金	8,876,420	8.2	9,245,071	8.5	368,651	4.2
	積立金	2,999,541	2.8	1,813,682	1.7	△ 1,185,859	△ 39.5
	投資及び出資金	520,660	0.5	534,336	0.5	13,676	2.6
	貸付金	1,794,820	1.6	1,795,455	1.6	635	0.0
	計	39,063,163	36.1	38,931,279	35.7	△ 131,884	△ 0.3
合 計		108,356,251	100.0	108,959,373	100.0	603,122	0.6

(4) 公営企業会計決算額

(単位：千円)

病 院 事 業 会 計	収入決算額		支出決算額	
	令和6年度	令和7年度 (見込)	令和6年度	令和7年度 (見込)
収 益 的 収 支	16,853,037	17,547,430	17,518,391	18,233,746
資 本 的 収 支	771,189	930,311	2,553,510	2,840,494

下 水 道 事 業 会 計	収入決算額		支出決算額	
	令和6年度	令和7年度 (見込)	令和6年度	令和7年度 (見込)
収 益 的 収 支	8,103,363	8,097,726	7,799,672	7,809,349
資 本 的 収 支	2,155,446	1,555,931	4,857,724	4,419,579

3 市債現在高

令和8年5月31日現在（単位：千円）

区 分		令和6年度末 現 在 高	令和7年度中増減額		令和7年度末 現 在 高
			令和7年度中 借 入 額	決算7年度中 元金償還額	
一 般 会 計	普 通 債	35,398,644	6,350,600	4,281,369	37,467,875
	総 務	3,268,158	102,100	452,486	2,917,772
	民 生	988,892	534,600	184,254	1,339,238
	衛 生	2,610,413	485,800	692,170	2,404,043
	農林水産	446,069	89,200	72,566	462,703
	土 木	10,338,349	1,976,000	1,389,935	10,924,414
	住 宅	862,393	343,700	143,167	1,062,926
	消 防	1,810,030	461,700	274,513	1,997,217
	教 育	15,074,340	2,357,500	1,072,278	16,359,562
	災 害 復 旧 債	159,504		24,581	134,923
	そ の 他	18,347,090		1,897,899	16,449,191
	減収補てん債	178,987		29,816	149,171
	減税補てん債	89,849		63,682	26,167
	臨時財政対策債	18,078,254		1,804,401	16,273,853
	小 計	53,905,238	6,350,600	6,203,849	54,051,989
公 営 企 業 会 計	病院	11,779,553	444,600	934,401	11,289,752
	下水道	29,550,168	696,200	2,642,012	27,604,356
	小 計	41,329,721	1,140,800	3,576,413	38,894,108
合 計		95,234,959	7,491,400	9,780,262	92,946,097

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

4 市債現在高（利率別）

令和8年5月31日現在（単位：千円）

一般会計

区 分	7年度末 現在高	借 入 利 率 別 内 訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政 府 資 金	21,575,584	20,588,180	864,204	123,200			
内 訳	財 政 融 資	21,459,525	20,472,121	864,204	123,200		
	簡 保	89,892	89,892				
	郵 貯	26,167	26,167				
県 貸 付 金	2,992,680	2,991,305			1,375		
市 内 金 融 機 関	10,987,858	10,987,858					
地方公共団体金融機構	12,704,699	10,891,388	1,813,311				
共 済 等	5,791,168	5,791,168					
計	54,051,989	51,249,899	2,677,515	123,200	1,375		

病院事業会計

区 分	7年度末 現在高	借 入 利 率 別 内 訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
財 政 融 資							
市 内 金 融 機 関	1,283,903	1,283,903					
地方公共団体金融機構	9,335,619	9,250,519	85,100				
そ の 他 金 融 機 関	670,230	670,230					
計	11,289,752	11,204,652	85,100				

下水道事業会計

区 分	7年度末 現在高	借 入 利 率 別 内 訳					
		2.0%以下	2.5%以下	3.0%以下	3.5%以下	4.0%以下	4.0%超
政 府 資 金	8,597,842	5,000,105	3,459,520	138,217			
内 訳	財 政 融 資	3,466,611	2,195,187	1,133,207	138,217		
	簡 保	5,131,231	2,804,918	2,326,313			
県 貸 付 金	306,263	147,408	147,930	10,925			
市 内 金 融 機 関	2,001,409	2,001,409					
地方公共団体金融機構	16,143,080	14,506,779	1,546,401	89,900			
そ の 他 金 融 機 関	555,762	555,762					
計	27,604,356	22,211,463	5,153,851	239,042			

※千円未満の端数処理を行っているため、合計が合わないことがあります。

第4章 市税

納税課・市民税課・固定資産税課

1 市税

(1) 令和7年度市税収入状況（決算見込）

（単位 千円）

区分		納税義務者数 (人)	予算額	調定額	収入額	徴収率 (%)
市民税		144,388	22,013,318	22,451,567	22,255,079	99.12
内 訳	個人	137,337	17,293,434	17,689,498	17,497,022	98.91
	法人	7,051	4,719,884	4,762,069	4,758,057	99.92
固定資産税		98,528	22,393,168	22,452,799	22,384,703	99.70
内 訳	土地家屋	95,618	17,926,988	17,980,027	17,912,720	99.63
	償却資産	2,898	4,398,960	4,405,551	4,404,762	99.98
	交付金	12	67,220	67,221	67,221	100.00
軽自動車税		81,314	598,469	604,612	597,056	98.75
内 訳	種別割	81,314	554,769	553,534	545,979	98.64
	環境性能割	-	43,700	51,078	51,077	100.00
市たばこ税		-	1,840,659	1,859,589	1,859,589	100.00
特別土地保有税		-	0	0	0	-
都市計画税		87,480	2,875,101	2,882,906	2,870,109	99.56
現年課税分計		-	49,720,715	50,251,473	49,966,536	99.43
滞納繰越分		-	196,329	887,472	287,131	32.35
市税合計		-	49,917,044	51,138,945	50,253,667	98.27

(2) 市税調定（現年課税分）の前年対比率

区分	7年度	
	構成 割合	調定額 伸率
市民税	44.7 %	13.4 %
個人	35.2 %	13.7 %
法人	9.5 %	12.5 %
固定資産税	44.7 %	2.9 %
土地家屋	35.8 %	2.4 %
償却資産	8.8 %	5.0 %
交付金	0.1 %	1.5 %
軽自動車税	1.2 %	2.1 %
種別割	1.1 %	1.5 %
環境性能割	0.1 %	9.1 %
市たばこ税	3.7 %	△1.3 %
特別土地保有税	0.0 %	- %
都市計画税	5.7 %	2.2 %
計	100.0 %	7.1 %

(3) 市税の負担状況

区 分	7年度
1世帯当たりの額	419,049 円
伸び率	6.1 %
市民1人当たりの額	195,228 円
伸び率	7.3 %

現年課税分調定決算見込額（令和7年度）
世帯数または人口（令和8年4月1日現在）

(4) 市税の徴収に要する経費に関する調べ

区 分		7年度
税収入額	1 市税	50,253,667 千円
	2 個人の県民税	11,781,909
	3 合 計	62,035,576
徴 税 費	4 人件費	739,326
	5 需用費	169,857
	6 諸費	0
	7 その他	335,530
	8 合 計	1,244,713
個人県民税 徴収取扱費	9 合 計	446,037
税収入額に対 する徴税費の 割合	10 $\textcircled{8} \div \textcircled{3}$	2.0 %
	11 $(\textcircled{8} - \textcircled{9}) \div \textcircled{1}$	1.6
徴税職員数	徴税職員	80 人
	その他の職員	0

2 市民税

(1) 市民税調定額及び納税者の調べ（現年課税分）

区 分			令和7年度			
			普通徴収分		特別徴収分	
			納税者数	調定額	納税者数	調定額
個	納税者	均等割のみ	人 515	千円	人 5,547	千円
		均等割・所得割	20,557		110,718	
		計	21,072	3,672,663	116,265	13,828,612
	人	納税者1人当たり課税額				
法	区 分		納税者数		割合	
	納税者	均等割のみ	社 3,898		% 55.3	
		法人税割のみ	-			
		均等割・法人税割	3,153		44.7	
		計	7,051			
	区 分		納税者数		調定額	
人	納税者	均等割額	) 7,051		千円 819,173	
		法人税割額	3,153		3,942,896	
		計	—		4,762,069	
	1社当たり課税額		675,375円			

7年度（決算見込）

(2) 課税標準額段階別所得区分総所得金額等（令和8年度当初課税）

課税標準の段階 区 分	給与所得者		営業等所得者		農業所得者		その他の所得者		分離課税をした者		合 計	
	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円	納税義務者数	総所得金額等 千円
10万円以下の金額	2,075	1,481,710	148	131,500	3	3,451	1,131	1,016,698	360	127,535	3,717	2,760,894
10万円を超え 100万円以下	20,494	30,986,548	1,343	2,121,768	24	41,695	13,322	19,348,220	366	604,277	35,549	53,102,508
100万円 " 200万円 "	28,580	74,387,529	1,061	2,824,499	18	50,814	4,790	11,530,413	345	935,760	34,794	89,729,015
200万円 " 300万円 "	21,390	82,623,058	695	2,622,892	22	82,735	1,237	4,533,558	324	1,279,935	23,668	91,142,178
300万円 " 400万円 "	12,132	62,245,328	428	2,133,762	5	27,600	513	2,472,643	253	1,294,348	13,331	68,173,681
400万円 " 550万円 "	9,382	62,353,593	313	1,952,851	6	37,598	338	2,067,605	244	1,598,474	10,283	68,010,121
550万円 " 700万円 "	3,540	29,533,117	149	1,174,583	3	22,294	174	1,372,969	154	1,250,487	4,020	33,353,450
700万円 " 1,000万円 "	2,531	26,747,317	134	1,345,703	2	20,922	178	1,798,438	124	1,295,858	2,969	31,208,238
1,000万円を超える金額	1,729	33,660,979	172	4,103,393	0	0	217	4,441,408	206	4,707,624	2,324	46,913,404
合 計	101,853	404,019,179	4,443	18,410,951	83	287,109	21,900	48,581,952	2,376	13,094,298	130,655	484,393,489

「市町村税課税状況等の調」から引用

(3) 所得者区分別所得割額等(令和8年度当初課税)

所有者区分	納税 義務者数	構成比	総所得金額等	所得控除額	課税標準額	算出税額	税 額 控除額等	所得割額
	人	%	千円	千円	千円	千円	千円	千円
給与所得者	101,853	77.96	404,019,179	139,247,129	264,772,050	15,881,942	1,266,297	14,615,645
営業等所得者	4,443	3.40	18,410,951	5,776,713	12,634,238	757,873	62,428	695,445
農業所得者	83	0.06	287,109	110,585	176,524	10,588	298	10,290
その他の所得者	21,900	16.76	48,581,952	22,219,903	26,362,049	1,580,826	114,378	1,466,448
分離課税をした者	2,376	1.82	13,094,298	3,518,035	26,809,163	1,092,196	129,963	962,233
計	130,655	100.0	484,393,489	170,872,365	330,754,024	19,323,425	1,573,364	17,750,061

「市町村税課税状況等の調」から引用

3 諸税

(1) 軽自動車税（種別割）

ア 調定状況（現年課税分）

区 分			令和7年度	
			課税台数	調定額 円
原動機付 自転車	第一種（50cc以下）		13,358	27,345,000
	第二種（51～90cc以下）		1,045	2,090,000
	第二種（91～125cc以下）		7,132	17,116,800
	小 計		21,535	46,551,800
小型特殊自 動車	農耕作業用のもの		1,588	3,811,200
	その他のもの		339	2,000,100
	小 計		1,927	5,811,300
軽自動車	二 輪		4,809	17,312,400
	三 輪		1	4,600
	四輪	貨物用	10,739	54,594,400
		乗 用	37,829	402,415,300
	小 計		53,378	474,326,700
二輪の小型自動車			4,474	26,844,000
合 計			81,314	553,533,800

7年度（決算見込）

イ 異動台数

年度	区分	原動機付自転車			小型特殊車		軽自動車				二輪の 小 型 自動車
		第一種 (50cc 以下)	第二種 (51～ 90cc)	第三種 (91～ 125cc)	農耕用	その他	二 輪	三 輪	四 輪		
									貨物	乗用	
7	登録	1,984	168	1,159	104	17	905	0	2,638	10,367	1,032
	廃車	2,191	162	1,002	117	22	811	0	2,476	9,702	940

（注）ミニカー・特定原付・原動機付自転車（125CC以下・第一種）は、原動機付自転車（50CC以下）に含む。

（注）ご当地ナンバー含む

(2) 軽自動車税（環境性能割）

ア 調定状況（現年課税分）

月	令和7年度	
	台数（台）	払込額（円）
4	175	4,124,900
5	213	5,213,100
6	167	4,114,300
7	167	4,066,400
8	190	4,348,800
9	179	4,082,000
10	138	3,494,300
11	184	4,482,600
12	156	3,715,600
1	176	4,411,400
2	185	4,577,200
3	165	4,447,000
計	2,095	51,077,600

(3) 市たばこ税

区 分		7 年度
売渡し本数		283,820,025本
税 率		6,552円 / 1,000本
税 額		1,859,588,784円
1か月平均税額		154,965,732円
伸 率	売渡し本数	△1.3%
	税 額	△1.3%

4 固定資産税・都市計画税

(1) 調定状況(現年課税分)

ア 固定資産税

区 分			7 年 度
純 固 定 資 産 税	課 税 標 準 額 (円)	土 地	647,634,513,000
		家 屋	663,388,450,000
		償却資産	314,663,012,000
		計	1,625,685,975,000
	調 定 額 (円)	土 地	9,053,042,570
		家 屋	8,926,984,151
		償却資産	4,405,551,400
		計	22,385,578,121
	納税義務者数 (人)	土地・家屋	95,618
		償却資産	2,898
		計	98,516
交付金	調 定 額 (円)	交付金	67,220,800
		計	67,220,800
固定資産税調定額 合計 (円)			22,452,798,921

注：決算見込み

イ 都市計画税

区 分			7 年 度
都 市 計 画 税	課 税 標 準 額 (円)	土 地	811,864,345,000
		家 屋	631,594,561,000
		計	1,443,458,906,000
	調 定 額 (円)	土 地	1,621,503,655
		家 屋	1,261,402,024
		計	2,882,905,679
	納 税 義 務 者 数 (人)	土 地 ・ 家 屋	87,480
		計	87,480
都市計画税調定額 合計 (円)			2,882,905,679

注：決算見込み

(2) 課税状況(令和8年5月1日)

ア 固定資産税

(ア) 土地

区 分	筆数(筆)	地積(m ²)	決定価格(千円)	課税標準額(千円)
一般田	10,513	6,907,457	781,302	781,302
勧告遊休田	10	7,163	1,537	1,537
介在田・市街化田	24	11,803	580,384	188,795
一般畑	13,454	7,169,281	551,616	551,614
勧告遊休畑	6	1,381	212	212
介在畑・市街化畑	1,183	359,614	20,053,651	7,346,732
宅 地	132,980	22,994,274	1,706,075,524	582,013,271
一般山林	3,082	3,477,444	135,773	135,773
介在山林	259	91,442	156,764	111,655
原 野	55	105,765	4,711	4,711
雑種地	10,453	3,697,110	84,663,213	56,650,101
計	172,019	44,822,734	1,813,004,687	647,785,703

注:「固定資産概要調書」より

(イ) 家屋

区 分		棟数 (棟)	床面積 (m ²)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
木 造	戸建形式住宅	54,536	5,797,795	205,816,300	
	集合形式住宅	2,597	568,252	20,599,039	
	併用住宅	1,801	228,525	4,128,811	
	事務所・店舗	773	78,802	2,312,521	
	工場・倉庫	490	53,024	480,255	
	附属家	2,905	116,147	588,457	
	その他	63	11,781	541,402	
	計	63,165	6,854,326	234,466,785	234,458,080
非木造	住宅用建物	12,299	3,768,750	209,103,827	
	住宅用建物以外	7,254	4,572,242	234,274,479	
	計	19,553	8,340,992	443,378,306	442,927,882
合 計		82,718	15,195,318	677,845,091	677,385,962

注:「固定資産概要調書」より

(ウ) 償却資産

区 分			決定価格（千円）	課税標準額（千円）
市長が価格等を決定したもの	構 築 物	個 人	2,880,782	2,880,782
		法 人	68,565,931	68,509,711
		計	71,446,713	71,390,493
	機 械 及 び 装 置	個 人	244,406	244,406
		法 人	118,279,856	117,134,202
		計	118,524,262	117,378,608
	船 舶	個 人	0	0
		法 人	230,376	230,376
		計	230,376	230,376
	航 空 機	個 人	0	0
		法 人	0	0
		計	0	0
	車 両 及 び 運 搬 具	個 人	685	685
		法 人	1,078,702	1,078,702
		計	1,079,387	1,079,387
工具・器具及び備品	個 人	733,135	733,135	
	法 人	40,295,631	40,290,510	
	計	41,028,766	41,023,645	
小 計	個 人	3,859,008	3,859,008	
	法 人	228,450,496	227,243,501	
	計	232,309,504	231,102,509	
地方税法第389条関係	総務大臣が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	46,290,801	46,148,322
		計	46,290,801	46,148,322
	県知事が価格等を決定し配分したもの	個 人	0	0
		法 人	508,439	501,753
		計	508,439	501,753
	小 計	個 人	0	0
		法 人	46,799,240	46,650,075
		計	46,799,240	46,650,075
地方税法第743条第1項の規定により県知事が価格等を決定したもの		個 人	0	0
		法 人	0	0
		計	0	0
合 計		個 人	3,859,008	3,859,008
		法 人	275,249,736	273,893,576
		計	279,108,744	277,752,584

注：「固定資産概要調書」より

イ 都市計画税

(ア) 土地

区 分	筆数 (筆)	地積 (㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
宅地	94,314	19,980,000	1,626,715,244	755,779,889
農地	1,473	629,000	18,440,498	12,062,045
その他	5,120	1,095,000	66,422,458	44,007,029
計	100,907	21,704,000	1,711,578,200	811,848,963

注：「固定資産概要調書」より

(イ) 家屋

区 分	棟数 (棟)	床面積 (㎡)	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)
木造	56,251	6,117,144	214,330,014	214,322,339
木造以外	17,916	8,011,097	431,181,869	430,732,016
計	74,167	14,128,241	645,511,883	645,054,355

注：「固定資産概要調書」より

第5章 財産管理

資産経営課、庁舎管理課

第1節 市有財産

市有財産（土地・建物等）は行政財産と普通財産に分類しており、行政財産の管理に関する事務は、使用又は所管する課の長が分掌している。行政財産とは、市有財産のうち市が公用（公用財産）又は公共用（公共用財産）に供し、又は供することを決定した財産で、公用財産には市庁舎、消防庁舎などの施設があり、公共用財産には学校、公営（市営）住宅、公園、公民館、幼稚園、保育園、福祉会館、図書館、博物館などの施設がある。

普通財産の管理に関する事務は、資産経営課長が分掌している。普通財産とは、行政財産以外の一
切の市有財産で、貸付地、貸付建物、空地などがある。

これらの他に有価証券（株券）、出資による権利、基金などがある。

市有財産管理に関する必要事項については、平塚市市有財産規則に基づき運用している。

市有財産状況

（単位 m²）

区 分		土地（地積）	建 物		
			木造（延面積）	非木造（延面積）	延面積計
公 用 財 産	市庁舎	28,059.50	6.62	40,875.71	40,882.33
	消防施設	13,402.01	0.00	8,668.09	8,668.09
	その他の施設	17,194.29	370.92	3,135.25	3,506.17
公 共 用 財 産	学校	812,471.74	1,485.37	319,842.69	321,328.06
	公営住宅	88,723.58	903.21	73,122.52	74,025.73
	公園	717,298.44	553.83	65,927.53	66,481.36
	その他の施設	546,493.01	1,966.06	131,489.29	133,455.35
行 政 財 産 計		2,223,642.57	5,286.01	643,061.08	648,347.09
普 通 財 産 計		222,240.91	218.80	60,808.81	61,027.61
合 計		2,445,883.48	5,504.81	703,869.89	709,374.70

(単位 千円)

有 価 証 券	142,570	
出資による権利	1,006,549	
基 金	財政調整基金	6,880,499
	河口対策事業基金	490,781
	国民健康保険基金	300,473
	競輪事業基金	1,373,688
	競輪場施設整備基金	4,001,628
	庁舎建設基金	490,582
	環境みどり基金	1,696,907
	下水道事業環境整備基金	162,255
	文化振興基金	27,806
	介護保険給付費支払準備基金	1,149,327
	公共施設整備保全基金	5,935,401
	子ども・子育て基金	3,637,729
	協働のまちづくり基金	16,257
	森林環境譲与税基金	96,370

第2節 車両管理

本市では、庁用自動車を集散的に管理しており、修理、定期点検整備、各種自動車保険への加入、また、事故防止のための安全運転指導を行うなど、効率的な管理に努めている。

1 車両状況

(単位 台)

区分	計	市長室	企画政策部	総務部	産業振興部	公営事業部	福祉部	健康・こども部	環境部	まちづくり政策部	都市整備部	土木部	教育委員会	消防	市民病院
乗用関係車	30	1	0	22	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	5
バス	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
清掃関係車	53	0	0	0	0	0	0	0	50	0	2	1	0	0	0
衛生関係車	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0
建設関係車	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0
消防関係車	64	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	0
用車	103	0	0	50	4	1	3	12	4	0	6	8	13	2	0
その他	7	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1
計	282	4	0	73	4	1	3	12	56	0	9	30	16	68	6

注：ほかに原動機付自転車22台、共用自転車17台、障がい福祉課所管の電気自転車1台。

2 安全運転対策

庁用自動車の安全運転管理体制として、道路交通法第74条の3の規定に基づく正副安全運転管理者を設け、交通事故の防止に努めている。また、交通事故の処理については、損害賠償及び求償の履行方法等の調査、審議を行う「庁用自動車損害賠償等審査委員会」を設置し、適正かつ円滑に処理している。

なお、安全運転対策としては、安全運転推進と事故防止を目的とした安全運転研修会や自身の運転時の性格を診断するOD式安全性テストなどを実施している。

第3節 市庁舎

昭和39年11月9日に旧本庁舎、消防庁舎を開設し、昭和42年6月に附属庁舎として車両センターを開設した。その後、行政需要の増大に伴い庁舎の狭あい化が進んだため、昭和52年10月に新館（本館建設に伴い平成26年6月から名称を「別館」に変更）を開設した。

本館は、耐震性の確保、庁舎の狭あい化や窓口の分散化の解消、市民サービスの向上などを目的に、平成23年度から建設工事に着手し、平成26年5月21日の1期工事完成を経て、平成29年12月28日に全体が完成した。

1 庁舎の概要

(1) 本 館（地上8階、地下2階）

ア 敷地面積	16,403.28 m ²
イ 建物延床面積	33,392.62 m ²
ウ 構造	鉄骨鉄筋コンクリート造（ラーメン構造）、免震構造
エ 基礎	ベタ基礎
オ 電気設備	受変電設備、自家発電設備、直流電源装置、各照明設備、電気時計、火災報知設備、放送無線、中央監視装置、雷保護設備、議員出退表示設備、コージェネレーション設備
カ 給排水衛生設備	受水槽、冷却塔、雑用水槽、消火水槽、加湿・冷却塔用水槽、各階給湯室、各階洗面所、消火栓
キ 空気調和換気設備	遠心冷凍機、吸収式冷温水機、AHU、FCU、チラーユニット、パッケージ型空気調和機、ウォールスルー、全熱交換機、加湿器、送風機
ク エレベーター設備	乗用エレベーター6基、エスカレーター2基（上り1基、下り1基）
ケ 電話設備	デジタル交換機
コ 附帯設備	地下灯油タンク（45,000ℓ 1基）

(2) 別 館（地上3階）

ア 敷地面積	4,380.20 m ²
イ 建物延床面積	5,165.70 m ²
ウ 構造	鉄筋コンクリート造（ラーメン構造）
エ 基礎	独立基礎

2 保守管理の委託状況

市庁舎の清掃、冷暖房機械の運転・保守管理等については、管理上の適正化、人事管理の合理化運営、管理経費の効率化から業者に委託している。

第6章 出納・物品

契約検査課、会計課

第1節 出納の概況

本市における出納事務は、昭和 61 年度から一部電算化、平成 11 年度から財務会計システム導入、平成 12 年度から公共料金の口座自動振替払を取り入れ、事務の合理化を図っている。公金の出納事務を取り扱う指定金融機関及び出納取扱金融機関は、横浜銀行・スルガ銀行・平塚信用金庫の順に 1 年交替制をとっており、令和 7 年度は 6 月までは横浜銀行が、7 月からはスルガ銀行が担当している。この担当金融機関が開設する市役所派出所における出納事務については、午前 9 時から午後 4 時まで行っている。また、市税等の収納事務を取り扱う指定代理金融機関を 11 行(指定金融機関として非当番の 2 行を含む)、収納代理金融機関を 6 行指定し、市民の利便性の向上を図っている。

物品の出納については、共通物品(16 品目)を指定し、これらの一括購入によって経費の節減に努めている。また、備品については財務会計システムによる備品台帳管理を行い、事務の効率化を図っている。

第2節 物品購入及び契約

1 契 約

(1) 物品関係等入札参加登録業者の資格審査、物品購入契約 登録業者数

	計	市内	市外
令和 7 年 4 月 1 日現在 ※一般委託・物品の延べ件数	6,705 社	381 社	6,324 社

※一般委託・物品の両方に登録している業者は、財務会計システムの統計データ上、それぞれ 1 件として集計する。

物品購入取扱実績

契約依頼数	総数	契約総額
722 件	1,124 件	657,882 千円

第7章 工事検査

契約検査課

本市が発注した建設工事が、設計のとおり適正に施工されたか検査をしている。令和7年度の完成検査、出来高検査及び中間技術検査の結果は、適正に施工されていた。

1 検査状況

部課名 金額(万円)	種別	産業 振興部	都市整備部			土木部			教育 委員会	計
		農水産 課	みどり公 園・水辺 課	建築 住宅課	都市整 備課	道路 管理課	道路 整備課	下水道 整備課	教育 施設課	
以上～未満 200 ～ 500	完 成			1			1			2
	出来高									
	中 間									
500 ～ 1000	完 成	2	1	1			4	1		9
	出来高									
	中 間									
1000 ～ 3000	完 成	1	2	12			11	11	8	45
	出来高									
	中 間									
3000 ～ 17000	完 成	2	1	9		1	11	10	25	59
	出来高								2	2
	中 間	1	1				2	7	2	13
17000 ～	完 成			1					1	2
	出来高			1						1
	中 間			2					1	3
計	完 成	5	4	24		1	27	22	34	117
	出来高			1					2	3
	中 間	1	1	2			2	7	3	16
合計										136

第8章 人事・福利厚生

職員課

第1節 職員の定数

1 職員の定数と現員

令和8年4月1日現在

部 局 別		定数（人）	現員（人）
市長の事務部局の職員		1,287	1,189
議会の事務部局の職員		17	14
選挙管理委員会の事務部局の職員		8	7
監査委員の事務部局の職員		9	8
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員		340	264
農業委員会の事務部局の職員		9	7
消防職員	消 防 吏 員	287	253
	一 般 職 員	3	2
市民病院の職員		815	713
計		2,775	2,457

※休職者及び育児休業をしている者並びに消防吏員のうち初任の教育中の者及び国等に派遣中の者は、定数外扱いとしている。

第2節 職員研修

1 研修の動向

令和6年10月に改定した「平塚市人材戦略基本方針」に基づき、自律と成長支援を行動理念に掲げ、不透明な時代であっても答えを見つけ、推進していくことのできる人材の育成に取り組んでいる。

令和7年度は、「若手職員の育成」、「マネジメント能力の向上」、「派遣研修の充実」を重点項目に掲げ、研修を実施した。

「若手職員の育成」では、人物重視の採用に対応し、採用5年目までを平塚市職員としての基礎を築くための期間と捉えて、公務員としての意識や法務の基礎知識などを身に着けるための研修を集中的に実施した。

「マネジメント能力の向上」では、チーム制を導入する中で組織マネジメントの強化を図るため、新任管理職向けに統一的なマネジメント研修を実施したほか、より大局的な視点を養うための管理・監督者向け研修を実施した。

「派遣研修の充実」では、新たな取り組みとして、早稲田大学デモクラシー創造研究所（一般社団法人Maniken）が主催する「地域経営部会」に職員を派遣するとともに、石巻市、久慈市への短期派遣研修を実施した。

2 研修実施結果

(1) 集合研修

研修講座名	主な内容
ア 基本研修	
新採用職員研修	ビジネスマナー、市の概要、服務、福祉体験、メンタルヘルス、採用から現在までの振り返り、地方自治法、地方公務員法、フォローアップ、各部の業務など
採用2年目職員研修	民法、自律性の高い職員の仕事の進め方・捉え方の習得
採用3年目職員研修	行政法、相手を尊重しながら自己表現するコミュニケーション方法の習得
採用4年目職員研修	政策法務、企画力・業務改善
採用5年目職員研修	キャリアデザイン、総合計画・行財政改革、チーム制
イ 昇格後研修	
主任研修	立場・期待役割に応えるためのフォロワーシップに対する理解、情報活用能力
主査4級研修	ファシリテーター（舵取り役）として、場の合意形成を促進する能力の習得、根拠に基づく政策立案（EBPM）
主査5級研修	組織力の向上に寄与する効果的なリーダーシップの習得、情報発信力
主管研修	チームマネジメント、平塚市の行政知識の再認識（総合計画・行財政改革、財政、DX推進、チーム制、障害者差別解消法）
ウ 管理職研修	
新任課長研修	課長職のマネジメントと職場の活性化
新任担当長研修	地方自治体職員のマネジメント
管理者セミナー	定年延長とシニア人材の活用促進
エ 行政基本講座	
基礎知識研修	契約、会計、財政、議会、文書、デジタルの基礎知識
オ 特別研修	
人事評価制度（評価者）	評価者の役割と具体的な評価の方法
コンプライアンス研修	事例を通じた理解の促進、不祥事に対する予防意識の向上
働き方改革研修	働き方改革を実践するための意識づくり
ダイバーシティ研修	アンコンシャス・バイアス、心理的安全性のある職場づくり
育休復職者対象研修	仕事と育児の両立に対する悩みや不安の解消、今後のライフプラン・キャリアプランについて
女性職員キャリアデザイン座談会	女性職員に共通するキャリア課題についての理解
ベテラン職員研修	役職定年等制度の意義と自身に求められる役割についての理解、システム操作

(2) 派遣研修

自治大学校、市町村職員中央研修所、市町村振興協会、全国建設研修センター、国土交通大学校、国土交通省、環境省、神奈川県、後期高齢者医療広域連合、花巻市、伊豆市、石巻市、久慈市、電通、地域経営部会、その他の機関

(3) 自己啓発支援

e－ラーニング講座

第3節 福利厚生

職員及び家族の生活の安定や健康、福祉の向上を図ることを目的とした福利厚生事業を行った。

1 健康管理

職員及び家族の医療は、神奈川県市町村職員共済組合等の医療保険にて必要な給付が行われている。

職員の健康管理については、定期的に健康診断等を行い、疾病の早期発見、早期治療に努めている。また、メンタルヘルス不調に対応するため、「心の健康診断（ストレスチェック）」によるセルフケアの勧奨や、職場環境の改善を行っている。さらに、メンタルヘルスの保持増進のため、適宜、セルフケア研修会を開催している。

【健康診断等種類】

定期健康診断、雇入時健康診断、特別健康診断（情報機器従事者健康診断・深夜業務健康診断等）、消化器健康診断（教育委員会の希望者のみ）、人間ドック、B型肝炎予防接種・破傷風予防接種（特定職員）、心の健康診断（ストレスチェック）

2 福利厚生事業委託

(1) 委託先

職員で構成する平塚市職員共済会に委託

(2) 令和7年度の主な委託事業内容

ア 厚生事業

総合健康診断（人間ドック）助成

イ 文化・体育事業

サークル活動助成

第9章 デジタル化

デジタル推進課

本市は、デジタル化を展開するための基本的な考え方を示す「平塚市デジタル化基本方針」を定めてデジタル化に取り組んでいる。

1 デジタル化の推進

(1) 平塚市デジタル化基本方針（2024-2027）

デジタル化が進んだ先のまちの姿『デジタルの活用により、一人一人が便利で快適に暮らせる社会』の実現に向かってデジタル化を展開するための基本的な考え方を示す。

【展開方針】

方針1 暮らしのデジタル化

方針2 行政のデジタル化

方針3 情報セキュリティの確保

【位置付け】

平塚市総合計画とこれに連なる平塚市行財政改革計画を上位の計画とし、それらの各施策を着実に実行するための一つの手段である「デジタル化」に関する方針として位置付ける。

(2) 平塚市デジタル化基本方針【アクションプラン】（2024-2026）

基本方針の展開方針に沿ったデジタル化を着実に進めるため、具体的な事業内容やスケジュールを整理し明らかにしたアクションプランを策定し取り組んでいる。

2 暮らしのデジタル化

(1) ほっとメールひらつか

防犯情報や行方不明者情報、火災情報、地震風水害情報、警戒情報、子育て情報、光化学スモッグ情報などを、登録されたメールアドレスへ配信している。

(2) 市LINE公式アカウント

令和2年6月に市LINE公式アカウントを開設し、令和3年7月には、受信者側で受け取る情報を選択できるセグメント配信機能を追加して情報取得の利便性を高め、幅広い年代に市のイベント情報や防災行政無線情報などを配信している。

(3) 公開型地理情報システム

平成30年3月から公開型地理情報システムに認定路線網図等、市が保有する地理情報を掲載しており、67種類の情報を公開している。このシステムは、市民や事業者が市役所に来庁せずとも、パソコンやスマートフォンなどを利用して、いつでも、手軽に地理情報を入手できるようにするため、地図とそれに関連する地理情報をデータ化し、インターネット上に、視覚的に公開している。

(4) オープンデータ

平成27年12月1日に地域経済の活性化、行政の透明性・信頼性の向上、官民協働による公共サービスの実現に向けて、平塚市オープンデータの推進に関するガイドラインを策定し、デ

ータの整備を進めた。平成27年度には市ホームページにオープンデータライブラリを開設し避難所データ及びAED設置場所データを公開し、以降、順次、公開データの充実を図っており、29種類のデータを公開している。

(5) 公共施設予約システム

平成6年2月から「公共施設予約システム」を稼働している。このシステムは、スポーツ施設や文化施設の情報をコンピュータで集約し、利用申請手続きを統一して、一元的に行うことができるものである。午前6時から午後11時まで、インターネットで施設の抽選申し込みや抽選結果の確認、空き施設の予約照会ができ、抽選で当選した施設や空き施設申込みで予約したスポーツ施設における利用料のオンライン決済が可能となっている。また、文化施設においては窓口でのキャッシュレス決済を行っている。

(6) 窓口手続きサービス

窓口における手続きを、より分かりやすく、円滑にして、来庁者の負担を軽減することを目的に、「手続きナビ」、「書かない窓口」及び「ノーライト」の各システムを稼働している。

(手続きナビ)

自宅のパソコンやスマートフォンから、インターネット上で引っ越しや出産などのライフイベントに応じた手続きと、その申請書や持ち物を案内するサービス

(書かない窓口)

来庁者のマイナンバーカードや転出証明書の情報、本市が既に把握している住民記録情報および窓口で聞き取りした情報をもとに、職員がシステムに入力し、来庁者は入力内容を確認するだけで手続きが完了するサービス

(ノーライト)

市役所窓口での各種手続きの申請書作成時に、マイナンバーカードに格納されている氏名や住所等の情報を専用端末で読み取り、自動で申請書を作成するサービス

3 行政のデジタル化

(1) 基幹情報システム

住民記録システム、税システム、国民健康保険システム、介護保険システム、児童手当システムなどの基幹情報システムの監視を行うなど適切なセキュリティ対策を実施し、システムの円滑な運用と適切な保守を行っている。

(2) 庁内行政情報システム

職員一人に1台のパソコンを配備し、財務会計システム、グループウェア（電子メールやスケジュール管理などグループでの情報共有システム）、文書管理システム、庁内地理情報システム、庶務事務システムなどの庁内行政情報システムの整備・運用を行っている。

令和2年度に、WEB会議環境を整備し、非接触による会議を開催するとともに、テレワーク環境を整備し在宅勤務を実施するなど、デジタル技術を活用した業務の効率化等に取り組んでいる。

(3) 庁内共有インフラ

システムを稼働させる環境と、庁内共有のネットワークの運用管理を行っている。

令和6年度に、コストの最適化と、大規模災害時の業務継続性の向上のため、システムを稼働させる環境をクラウドに移行した。

4 情報セキュリティの確保

(1) 情報セキュリティポリシー

本市が持つ情報資産をさまざまな脅威から保護するために、基本方針並びに対策基準で構成される平塚市情報セキュリティポリシーを平成15年12月に策定し、以来、日進月歩で進化する新たな情報セキュリティ上の脅威に対応するため、情報セキュリティポリシーを適切に改正し、情報セキュリティ対策の強化を図ってきた。また、令和2年3月にCSIRT（Computer Security Incident Response Team）を設置し、情報セキュリティインシデントの未然防止に取り組むとともに、インシデント発生の際には速やかな対処と再発防止に努めている。

(2) 情報セキュリティ監査

情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ内部監査を平成28年度から実施しており、令和7年度は26課の監査を実施した。

(3) ICT部門における業務継続計画

大規模災害の発生時や感染症拡大時においても、必要な情報システムの稼働を確保することにより市民生活への影響を最小限に抑えることを目的に、ICT部門における業務継続計画（ICT-BCP）を策定した。

情報システムの継続性の強化、適切な維持管理に取り組むとともに、この計画に基づき、災害時の適切な対応に向け、研修・訓練等を行っている。

第10章 情報公開・個人情報保護

市民情報・相談課

第1節 情報公開

市民参加による公正で開かれた市政の実現を目指すため、平成5年7月1日に施行した平塚市公文書公開条例を廃止し、新たに平成15年7月1日に平塚市情報公開条例を施行した。

本市における情報公開制度は、主として、行政文書の公開制度により構成しているが、これを補完する情報提供についても拡充に努めている。

令和7年度における運用状況は次のとおりである。

1 行政文書公開請求・申出の状況

行政文書公開 請求件数	任意的公開 申出件数	合 計
37件	34件	71件

2 行政文書公開請求・申出の実施機関別内訳

実施機関名	件 数
市長	54 (25)
教育委員会	14 (6)
選挙管理委員会	1 (1)
公平委員会	0 (0)
監査委員	1 (0)
農業委員会	1 (1)
固定資産評価審査委員会	0 (0)
病院事業管理者	1 (1)
議会	1 (1)
合 計	73 (35)

() 内は申出件数。

※1つの請求で複数の実施機関にまたがっているものがあることから、請求等の件数と異なる。

3 行政文書公開請求・申出の処理内訳

区 分	行政文書 公開請求 件数	任意的 公開申 出件数	合 計 件数
公 開	18	20	38
一 部 公 開	17	18	35
拒 否	11	10	21
審 査 中	4	0	4
取 下 げ	1	0	1
合 計	51	48	99

※1つの請求で複数の決定を行っているものがあることから、請求等の件数と異なる。

4 審査請求の処理状況

	件 数
審査請求件数	2
(平塚市情報公開審査 会に諮問)	2
審議件数	2
(答申件数)	0
(次年度へ継続審議)	2
取下げ	0

5 附属機関等の会議公開状況

	附属機 関	懇 話 会等	その他 の会議	合 計
附属機関等の数	72	8	6	86
会議開催数	169	5	21	195
(公開)	82	4	21	107
(一部公開)	8	0	0	8
(非公開)	79	1	0	80
傍聴者があった 会議数	8	0	3	11
傍聴者数	18	0	6	24

第2節 個人情報保護

市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため、平成7年7月1日に平塚市個人情報保護条例を施行した。

その後、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、当該条例を廃止し、本市でも同法により本市の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の保護と適正な運用を図っている。

同法が条例に委任している事項を定めた「平塚市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定した。(令和5年4月1日施行)

令和7年度における運用状況は次のとおりである。

1 利用状況（簡易開示は除く）

請求区分	請求件数
開 示	49 件
訂 正	0 件
利用停止	0 件
合 計	49 件

2 開示請求等処理内訳（簡易開示は除く）

請求区分	開 示	訂 正	利用停止	合計件数
開 示	20	0	0	20
部分開示	18	0	0	18
不 開 示	14	0	0	14
審 査 中	3	0	0	3
取下げ等	0	0	0	0
合 計	55	0	0	55

※1つの請求で複数の決定を行っているものがあることから、実際の請求件数と処理内訳の件数が異なる。

3 審査請求の処理状況

	件 数
審査請求件数	0
（平塚市個人情報保護審査会への諮問）	0
審議件数	0
（答申件数）	0
（次年度へ継続審議）	0

4 個人情報ファイル簿登録状況

	登録数
市長	237
教育委員会	10
選挙管理委員会	1
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	2
固定資産評価審査委員会	0
病院事業管理者	2
合 計	252

5 簡易開示の状況

簡易開示請求があった試験	簡易開示件数
9	23

6 平塚市個人情報保護安全管理措置基準 8－2 （1）（電子計算機による外部委託等）に基づく登録件数

231 件

7 個人情報の漏えい事故等の件数

34 件